

徳島県規則第十四号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一のとくしまこども未来会議委員の項の項名を「とくしまこども未来会議の委員及び臨時委員」に改め、同一の徳島県教育振興審議会の委員及び専門委員の項の次に次のように加える。

徳島県教育職員免許状再授与審査会委員	日額	九、四〇〇円
--------------------	----	--------

別表の二の徳島県病院調整監の項を削り、同一の国民健康・栄養調査員の項中「七、八〇〇円」を「九、二〇〇円」に改め、同一の徳島県監察統括監の項を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。